#### 監査結果公表第22-8号

#### 包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法 第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年3月4日

八尾市監査委員冨永峰男同八百康子同谷沢千賀子同大松桂右

記

#### 1 措置の通知

平成14年度から21年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知 平成23年2月28日付け 行第63号

#### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話番号 072-924-3896 (直通)

#### 3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員冨永峰男様

同 八百康子様

同 谷沢 千賀子 様

同 大松桂右様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年1月20日までに講じた 措置等について別紙のとおり通知します。

記

〇平成14年度包括外部監査について

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、 委託料及び財政援助に関する財務事務について

〇平成15年度包括外部監査について

補助金の財務事務の執行について

〇平成16年度包括外部監査について

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

〇平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

〇平成20年度包括外部監査について

国民健康保険事業及び介護保険事業について

〇平成21年度包括外部監査について

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

※なお、平成17年度包括外部監査「「公の施設」の管理運営について」及び平成18年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

# 包括外部監査における改善措置等の状況(平成23年1月20日現在)

### 【参考】

年		<b>4</b> ±	果意見の	平成 22 年 7 月 1 日	今回	 回取り組み済みとなっ	た項目	次回以降要対応
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			i未息見の 件数	までの取り組み済み 件数	取り組み済み 件数	うち「措置済み」 件数	うち「市の判断により対応」件数	次回以降安对心 件数
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出 資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に	結果	22	21	0	0	0	1
	関する財務事務について	意見	53	51	0	0	0	2
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9				0
13	開助並の対抗事物の執行について	意見	246	242	1	0	1	3
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に	結果	0	0				0
10	関連する事業について	意見	30	28	0	0	0	2
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4				0
''	・五の他成」の自生産者について	意見	50	50				0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及	結果	10	10				0
10	び経営に係る事業の管理について	意見	62	62				0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4				0
19	八円貝にかがの料切事がについて	意見	33	23	0	0	0	10
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	1	0	0	0	2
20	国氏健原体候事未及び月設体候事未にういて	意見	19	14	2	1	1	3
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行につい	結果	10	1	1	1	0	8
	て	意見	44	21	5	3	2	18
	合 計		62	50	1	1	0	11
			537	491	8	4	4	38

#### 1. 平成23年1月20日現在で改善措置等を講じた事項

#### 【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2)各補助金について

八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	防犯灯補助金	現在、補助金額は要綱第 3 条により、規定されてい	平成21年度よりポールの新設・取替に係る経	ご指摘の内容を踏まえ、平成 21 年度にポー
		の補助割合の	る。平成 14 年度より、照度の高い(36W以上)防犯灯設	費について40千円を上限に補助金を交付し、ポ	ルの新設・取替に係る経費について40千円を上
		妥当性	置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、	ール設置時の補助率の不公平解消に努めてお	限として補助金の交付を開始し、ポール設置時
			ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60	ります。	の補助率の不公平は一定解消されたと考えて
			~70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置	防犯灯の補助割合については、今後 LED な	おります。
			する場合の設置経費は 30 千円程度であり金額の幅が	ど新型の防犯灯も含めて市民ニーズや設置に	また、器具の整備に係る経費は、照度等によ
			広くなっている。しかし、ポールから設置する場合とそう	要する経費などを参考に様々な角度から引き続	り異なるため、器具本体の価格等を参考に補助
			でない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額	き検討を進めてまいります。	額を設定しました。
			のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が		(監査の意見に対し検討を行った結果、市とし
			同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対す		ての判断により対応方針を確定)
			る割合から算出するようにすることが望ましい。		

#### 【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 国民健康保険事業

7. 国・府支出金及び繰入金等

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	普通調整交付金	平成 19 年度では、保険金収納割合は 88.18%であり	医療保険制度の安定的な運営を図るための	国民健康保険の調整交付金の交付額の算定
		の減額について	7%減額された。減額分が増加すれば、一般被保険	国民健康保険法等の一部を改正する法律が平	に関する省令第7条第3項の規定により、普通
			者の保険額の納付額が増加する。収納割合が向上	成22年5月より施行され、都道府県が市町村	調整交付金の減額措置の適用除外の要件とな
			すると国庫補助金の増加につながり、結果的に被保	国保の広域化についての指針を作成する事に	る、大阪府国民健康保険広域化支援方針が、
			険者の納付額の減少も見込める。市として、収納割	より普通調整交付金の減額措置が廃止されま	平成22年12月下旬に大阪府において決定さ
			合の向上により一層の努力が求められる。	す。	れました。
				現在、大阪府および府下市町村における広	(措置済み)
				域化指針策定に向けた検討に本市も参画し、積	
				極的な取り組みを進めております。その結果、	
				広域化指針策定により、普通調整交付金の減	
				額は回避できる見込みです。	

#### 介護保険事業

#### 3. 収納事務

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
<b>台</b> 写			12.00	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
2	介護保険課	口座振替の普及	平成 19 年度において口座振替による納付者は	普通徴収の対象者については、納付書等の	普通徴収の対象者については、納付書等の
		促進について	1,691 件、納付書による納付者は 5,757 件と、口座振	発送時に口座振替の勧奨文書を同封する、保	発送時に口座振替の勧奨文書を同封する、保
			替による納付者の構成比率は普通徴収の納付者全	険料の納付相談や被保険者からの問い合わせ	険料の納付相談や被保険者からの問い合わせ
			体に対し 22.7%であり、決して高いとはいえない。口	時などに口座振替をお願いするなど普及と促進	時などに口座振替をお願いするなど普及と促進
			座振替不能納付書の発送件数及び発送率と普通徴	を図っております。	を図っており、今後もこうした取り組みを引き続
			収全体における督促状の発送件数及び発送割合と	納付の利便性向上に向けたコンビニエンス・	き行ってまいります。
			の比較から分かるように、納付書による納付者で大	ストアでの納付の導入については、費用対効果	なお、コンビニエンス・ストアでの納付の導入
			部分の滞納が発生しており、その原因は納付の利便	および収納率の向上の寄与度等も見極めなが	については、システム的な検討や費用対効果お
			性の違いによるものと考えられる。国民健康保険料	ら検討してまいります。	よび収納率の向上の寄与度等も見極めていくこ
			の場合と同じく、口座振替の普及を促進するために	なお、国民健康保険料と介護保険料の一元	とし、国民健康保険料と介護保険料の一元化・
			更なる効果的な施策を講じていく必要がある。	化・集約化については、制度上困難と判断して	集約化については、制度上困難と判断いたしま
			また、納付の利便性の向上について、国民健康保	います。	した。
			険料の場合と同様に、コンビニエンス・ストア等での		(監査の意見に対し検討を行った結果、市とし
			納付の導入や、国民健康保険料との納付の一元化・		ての判断により対応方針を確定)
			集約化など、費用対効果を考慮に入れた上で納付の		
			利便性の向上を図る方策を検討する余地がある。		

### 【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

#### 3. 契約別監査の結果

	741.000 — · 1841.								
番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針				
1	市政情報課	インターネットサー	Q&Aサポート業務については、当初年間60回程を	保守業務は、障害発生時にいつでも指定した	本業務の対象であるインターネットサーバにつ				
		バ運用サポート業	想定した契約であった。しかし、昨年度の実績は7回	時間内に対応してもらうという保険的な要素が強	いては、機器更新において、平成 22 年 12 月に 5				
		務委託契約(表中	のみである。過大な要求となっていないかどうか、サ	く、Q&Aサポート業務についてもサポート実績等	年間の保守も含めた入札を実施しました。保守				
		2)について	ービスレベル保証と契約額の妥当性を検討すべきと	を加味した単価契約等は馴染まないと考えてい	については、本市からの問い合わせについての				
			考える。	ます。そのため、SLA(サービスレベル保証)と契	対応も仕様書に含み、保守も含む5年間のトータ				
				約額との妥当性を反映するため、平成 21 年度及	ルコストの削減を実現しており、今後も可能な限				
				び22年度にかけて予定しているサーバ機器の置	り 5 年間の保守を含む入札を実施してまいりま				
				き換えでは、5年間の保守も含めての入札の実	す。				
				施を検討しています。	(措置済み)				

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 1. 契約事務全般

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と
1	契約検査課	低入札価格調査	低入札価格調査の制度が導入されていない。工事	低入札価格調査制度については研究をしてい	本市では、市内業者に限定しない-
		の導入について	請負契約及び工事請負関連委託業務では、一般競	るところですが、低価格で応札した業者の履行可	札におきましても、市外業者と市内業
			争入札及び指名競争入札の際、最低制限価格を事	能性を検証するものであって、この調査制度によ	企業体を組ませる等の条件を付して
			前公表している。請負額が2億2,000万円未満の土	り契約したとしても発注者が求める品質を保証す	市内業者の参加が多くあります。
			木一式工事の入札は、条件付一般競争入札とし『市	るものではなく、国においても重点監督物件、重	最低制限価格についても 1 億 5,00
			内業者』に限定している。市内業者に限定することに	点調査物件とするなど施工段階でも品質確保に	の工事については、事後公表とするな
			より、八尾市内産業の存続・育成を図ることはでき	対する措置が必要となっています。このため、現	をつけて行っており、また、平成20年
			<b>.</b>	時点では、履行可能性の調査や施工中の監督、	業者の倒産が相次いだことにより、マ
			一方で、市内業者に限定しない一般競争入札の場	引渡し時の検査には特に注意を払わなければな	保護、育成の観点から平成 20 年度、
			合、特に市内業者育成の目的はない。にもかかわら	らず、導入にあたっては全庁的な調整、職員の	度において最低制限価格の引き上げ
			ず、最低制限価格での応札が集中し、くじ引きで選定	増員など体制整備を図ったうえで実施すべきも	ころです。
			を行うようなケースでは、事業費の削減機会を逸して	のと考えております。	低入札価格調査制度は、非常に約
			いるともいえる。また、このような状態が継続すれば	導入済みの他市においては体制面の負担か	れているというメリットがありますが、
			業者の企画力・品質改善意欲も減退する。もし最低	ら制度適用の縮小や凍結・廃止などの事例もあ	して、資金力や原価構造の優れた美
			制限価格を設けず、低入札価格調査制度が導入さ	ることから、引き続き慎重に研究を行ってくものと	で、特定業者に偏る可能性があること
			れていたならば、事業費を削減できるだけでなく、業	します。	激化し更に安値受注を誘発し、過当競
			務品質を一定水準以上に確保できる業者を選定でき	なお、本市におきましては、市内業者に限定し	受注者の体力を消耗させ、更に疲弊
			る可能性がる。このような理由から、最低制限価格	ない一般競争入札におきましても、市内業者の	があります。現在の経済環境や体制
			を通知しない他市事例もみられる。	参加が多い現状にあります。また、平成 20 年度	ますと、導入は非常に困難であるとキ
			低入札価格調査制度を導入し、最低制限価格を通	には市内業者の倒産が相次いだことにより、市	ます。
			知するか否か低入札価格調査制度を実施するか否	内業者の保護、育成の観点から平成20年度、平	(監査の意見に対し検討を行った網
			かは、市内業者限定の条件付一般競争入札である	成 21 年度において最低制限価格の引き上げを	ての判断により、対応方針を確定)
			のかどうかで、メリハリをつけるべきである。	行っている現状であります。	

#### 2. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所 管 課	項	Ш	意見の内容(要旨)			
2	市政情報課	市政情報課例 システム室の について		情報システム関連支出は各部で発生し、年間のホストコンピューター関連支出は2億9,200万円、クライアントサーバー関連支出は5億1,900万円、庁内情報化推進経費は1億2,800万円、その他8,100万円(いずれも平成20年度実績)、合計10億2,000万円と市の財政支出全体に占める重要性も高い。特にホストコンピューターにおいては、当初情報システムの開発を受託した業者がプログラムの設計上のノウハウを独占しているため、委託側が同業他社とのコスト比較ができず、適正価格を精査することが困難な中で契約を継続せざるをえない。いわゆる、ベンダー・			

#### H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針

ベンダー・ロック・インの状態を解消するため、 現在、汎用機システムを中心とする基幹システム の最適化基本設計業務を行っており、平成22年 度より順次、オープン化に取り組んでいくこととし ています。 現在、情報システム関係の契約手続き等につ

いては、市政情報課が合議することとなっていま すが、さらに平成 20 年度からは CIO 体制のもと で、より専門的な視点からのチェックを行ってお り、既に、予算化から業者選定、契約締結等のプ ロセスに積極的に関与しています。

#### と改善の方針

ハー般競争入 業者との共同 ているため、

000 万円以上 るなどメリハリ 年度には市内 市内業者の ₹、平成 21 年 げを行ったと

こ経済性に優 ヾ、デメリットと と業者に有利 ことや、競争が 当競争となり、 弊させる恐れ 制等を考慮し :判断しており

と結果、市とし

#### H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針

ベンダー・ロック・インの状態を解消するため、 現在、汎用機システムを中心とする基幹システム の最適化基本設計業務を行っており、平成22年 度より順次、オープン化に取り組んでいくこととし ています。平成23年1月現在、基幹システムのう ち住民基本台帳関係システム、財務会計システ ムの再構築業務について調達を実施しました。

現在、情報システム関係の契約手続き等につ いては、市政情報課が合議することとなっていま すが、さらに平成 20 年度からは CIO 体制のもと で、より専門的な視点からのチェックを行ってお

- <b>4</b> -		
ロック・インに陥っていることが挙げられる。	今後とも、指摘事項については、適切な関わり	り、既に、予算化から業者選定、契約締結等のプ
また、情報システム関連支出の妥当性の判断は、	を持って対応したいと考えています。	ロセスに積極的に関与しています。
契約や予算面において積極的な関わりを持つべきで		今後とも、指摘事項については、適切な関わりを
ある。		持って対応したいと考えています。
たしかに、各課の所管とした方が、制度改正などシ		(措置済み)
ステム変更が必要な場合、必要な情報は各所管課		
がもつため弾力的に対応できるが、原課では情報シ		
ステムに関する専門知識は通常はない。このため、		
既存のシステム業者の窓口の者に任せたほうが安		
全・確実であるというのが所管課の立場であると推察		
される。		
ただし、この場合でも市政情報課は専門部署として		
予算化から業者選定、契約締結、決算処理のプロセ		
スに関与すべきではないかと考える。		

### 5. 下水道建設課全般

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	下水道建設課	業務日誌の	)整備	下水道建設課では、請負業者の工事施工管理以外	係単位による毎朝ミーティングを実施し、日々	係単位による毎朝ミーティングにより、業務内容
		について		に工事進捗状況や安全管理などについて工事監理業	のスケジュール確認をしている。この効果とし	の確認を行い、効率的な業務執行ができました。
				務として委託している。本業務で市監督員の代わりに	て、係内の情報共有と速やかな情報伝達が図ら	また、業務日誌となるミーティング日報を作成
				現地に赴き、施工業者の施工体制・施工状況および	れ、係での業務の分散化により効率的な業務遂	し、係員のスケジュール、係内での情報共有を進
				工事の進捗管理を行い、日々市監督員と打合せを行	行につなげております。	めることにより、日常業務の把握と、職員のノウハ
				っている。さらに市監督員は2週間に一度、施工中の	スケジュール確認により、業務分類、業務時	ウ蓄積、そして意識共有がなされました。
				安全管理について現場の安全パトロールを行う。	間、必要人員など係全体の業務把握ができるよ	(監査の意見に対し検討を行った結果、市として
				工事監理業務の報告書類として工事日誌の提出を	う、今後も継続的に行ってまいります。	の判断により、対応方針を確定)
				求め現場監理報告を受け請負業者の指導を行うな		
				ど、打合わせ記録簿等で対応している。これらの日誌		
				と打合せ簿を市現場監督員として日々の業務日誌と		
				している。一般に民間の建設業では、現場監督のほ		
				かに総括管理者が定期的に現場に赴き、統一的な様		
				式の工事管理台帳を作成し、情報共有を図っている。		
				市の発注工事に関しては、請負業者の責任施工で実		
				施し管理している。しかし、指導監督する市の立場か		
				ら、下水道建設課においては施工監理を工事監理業		
				務として委託し、進捗管理を行っている。ただ、これで		
				は、市監督員にとって、多岐に亘る業務内容を十分に		
				把握し理解できているかが不明であり、ノウハウの蓄		
				積と、具体的に業務をチェックできるよう業務日誌の		
				整備をすべきである。		
4		契約の変更	巨に関	選定した地下埋設物調査業務の9件に関して、全て	当初積算において、地下埋設物の資料収集	資料収集及び試掘箇所の位置決めの協議を詳
		して		途中で金額の変更契約を締結していた。当該変更の	(竣工図等)及び試掘箇所の位置決めの協議を	細に行った結果、当初積算において、精度の高い
				主な理由は、地下埋設物管理者が所有している管理	詳細に行い、可能な限り当初積算の精度を高め	積算ができました。
				簿と、実際の埋設物との場所の違いに起因するもの	てまいります。	なお、平成 22 年度は、10 件発注し9 件完了、1
				である。当該原因は実際に業務が開始し、試掘が開		件鋭意実施中であり、現時点での増加変更率は、
				始された段階で判明する事項であるため、契約の変		平成 21 年度 7%に対して、平成 22 年度は 4%の
				更が必要となることも理解できる。		見込みとなっています。
				しかし、変更契約は当初の契約金額を増加させる場		(措置済み)
				合もあるため、競争入札を重視する立場からすると、		
				可能な限り契約金額の変更を行わないことが原則で		
				ある。		
				今後は、可能な限り当初積算や予見可能性の精度		
				を高める努力をする必要があると考える。		

# 6. 契約別監査の結果

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の 方針
5	住宅整備課	市営西郡住宅に 関するまちづくり 活動支援業務委 託契約(表中 10) について	当該契約により、当課はまちづくり活動支援のための報告書を入手している。しかし、課は報告書に対して具体的施策・改善事項等を外部に公表しておらず、内容は不透明のままである。今後、ホームページ等に活動支援業務結果を公表し対策事項を明らかにした上で達成度合いを評価する必要がある。		「まちづくり協議会活動支援報告書」を情報公開コーナーに配架し、市民が確認できるようにいたしました。また、平成 22 年度につきましては、達成度合いが評価できるよう当該報告書の様式を一部変更することといたしました。 (措置済み)

#### 2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成14年度】 出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について (監査の結果)地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	監査の結果(要旨)	H22.7.1までの措置の内容と改善の方針	H23.1.20までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足につい		平成20年度決算から、退職給与引当金を一部計上しています。今後も、引き続き退職給与引当金を計上してまいります。	平成20年度決算から、退職給与引当金を一
				コ亚と日工してないりよう。

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾市と清協公社との委託契約形態に	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を	平成20年度決算から、退職給与引当金を一	平成20年度決算から、退職給与引当金を一
	ついて	採用する。又、委託料算定には、退職金費用につい	部計上しています。今後も、引き続き退職給与	部計上し、委託料の算定に組み込んでいま
		ては当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固	引当金を計上してまいります。	す。今後も、引き続き退職給与引当金を計上し
		定資産費用については当年度の減価償却額を含め		てまいります。
		ることが適切と考える。		
2	清協公社の今後のあり方について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を	し尿収集等業務以外の業務のうち、防疫業
	イ)し尿収集業務以外の業務の段階的	間へ移行していくのが望ましい。	廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去	務については平成22年度限りにて清協公社で
	廃止について		業務等については、し尿汲取り業務直営化検	の業務を廃止いたします。残りの放置自転車
			討委員会での清協公社の解散に向けての検	撤去等業務については、し尿汲取り業務直営
			討の趣旨に沿い段階的廃止を検討してまいり	化検討委員会での清協公社の解散に向けて
			ます。	の検討の趣旨に沿い、廃止に向けての具体的
				な手法を検討してまいります。

#### 【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

#### (2)各補助金について

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域福祉政策	全般的意見:	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されてい	社会福祉協議会のホームページに平成21年	社会福祉協議会のホームページに平成21年
	課	補助金支出に	るが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載	度交付分までの交付先及び補助金額等の情報	度交付分までの交付先及び補助金額等の情報
		関する開示	されていない。また、八尾市が協議会に対して補助して	を掲載しました。	を掲載しました。
			いることについては「協議会への補助」としてまとめて予	また、平成22年度交付分より社会福祉協議	平成22年度交付分より社会福祉協議会の事
			算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体	会の事業報告書に記載してまいります。	業報告書に記載する予定です。
			への補助があることがどこにも現れていない。このよう		
			に、協議会を通じることによって、このような助成事業を		
			行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっ		
			ている。正しい情報の開示の観点から、八尾市か協議		
			会のどちらかで適切に開示することが必要である。		

#### 高年齢者労働能力活用事業費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	高齢福祉課	補助金交付	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化	(社)八尾市シルバー人材センターの上部機	(社)八尾市シルバー人材センターの上部機
		綱の不備	法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交	関である(社)全国シルバー人材センター事業協	関である(社)全国シルバー人材センター事業協
			付要綱を改正する必要がある。	会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会	会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会
				を中心に調査・研究が行なわれ、平成23年度を	を中心に調査・研究が行なわれ、平成 23 年度を
				目標に、新制度の公益社団法人への移行が予	目標に、新制度の公益社団法人への移行が予
				定されています。そのため、この動向を見定め、	定されています。そのため、この動向を見定め、
				補助金要綱の不備について整備を行なってまい	補助金要綱の不備について整備を行なってまい
				ります。	ります。

### 八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	自治推進課	防犯灯設置計	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されてい	市としての防犯計画を策定し、その中で防犯	防犯灯の設置に関しては、街頭犯罪発生多
		画の未策定	ない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行わ	灯についても、暗がり診断等地元による調査や	発地域を、警察等の意見を聴取する中で、モデ
			れ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、	犯罪発生多発箇所などを中心に、警察や専門	ル地区に指定するとともに、暗がり診断による調
			防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、	家の意見等も聴取しながら、設置を進めていくこ	査等に取り組み、暗い箇所や危険と思われる場
			防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を	とができるよう、検討してまいります。	所に、市及び地域が連携して設置を進めるよう
			計画的に行うことが求められる。		にしてまいります。また、平成22年度に策定した
					「やお防犯計画」に基づき、地域での防犯灯の
					設置に対しては、引き続き支援をしていきます。

# 【平成16年度】八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 7. 流域下水道等負担金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負	維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分される	平成 22 年度当初予算及び平成 21 年度決算見	平成 22 年度及び平成 23 年度予算にかかる各
		担基準の見直し	が、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているの	込にかかる大阪府及び関係各市での協議を行い	年度の事業について大阪府及び関係各市での協
		(寝屋川南部流域	は合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明で	ました。	議を行いました。
		下水道)	あるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按	一元化の効果については、一定の成果が認め	維持管理についても引き続き大阪府及び関係各
			分する方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の	られるものの、大阪府による維持管理手法につい	市で協議を行っており、さらに、高度処理に要する
			見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。	ては課題もあり、引き続き検証及び課題解決のた	費用負担に関する協議を進めているところです。
			1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかり	めの協議を行っていくものです。	大阪市との協定については、それらの結果を踏
			ではなく、固定的に発生する費用もある。	また、その協議を踏まえ、大阪市との下水道処	まえ、協議を行っていきたいと存じます。
			2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進め	理協定の方も、協議を行っていきたいと存じます。	
			られているが、当該処理場内の水処理設備は下水		
			流入量の増加見込みに応じて順次増設していくた		
			め、当面の間は処理場の一部は未利用状態とな		
			る。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整		
			備が遅れている市も負担すべきものと思われる。		
			数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センター		
			は下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場に		
			おいても、水処理施設改築時には高度処理に移行される		
			予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管		
			理費用が増加すると予想される。		
			市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な		
			負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と		
			協議を行う必要があると考える。		
2	下水道総務課	維持管理費の負	大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管		
			渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用		
		10 1001 1 - 10 1 1 1	は供用開始面積を基準としている。		
		· <del>- ·</del>	処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できる		
			が、このうち汚水処理費については、面積を基準とするこ		
			とは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えるこ		
			とが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれ		
			[ పె.		

### 【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

### 1. 職員数

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	(1)定数管理	定員数は減少している一方、条例上の職員定数は	今後、府からの権限移譲が予定され、大規模	地方分権や地域主権改革などにより、職員数
	行政改革課		2,587 人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人	な機構改革も予定されるなど職員数の計画自体	の計画自体に不確定要素が多い中で、定数外職
			となる。	に不確定要素が多い中で、定数外職員も含めた	員も含めた数値目標を定めることが難しい状況と
			定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非	数値目標を定めることが難しい状況となっており	なっておりますが、引き続き、継続的に目標とな
			常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応するこ	ますが、包括外部監査での指摘事項の趣旨を踏	るべき指標のあり方について検討してまいりま
			とができる雇用形態となっている。また、正規の職員に	まえ、継続的に目標となるべき指標のあり方につ	す。
			比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。	いて検討してまいります。	
			しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増		
			加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定め		
			ている趣旨を損ないかねない。		
			定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標し		
			か設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目		
			標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人		
			件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべ		
			きである。		
2	人事課	(2)職員配置	(市長部局)	各課の業務状況や内容に応じて、臨時的任用	各課の業務状況や内容に応じて、臨時的任用
	行政改革課		現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げて		
				20年度に策定した、「公民協働による公共サービ	
				スの提供に関する基本方針」の具体化について」	
				に基づき、従来の外部委託のほか、提案型公共	て』に基づき、今年度は、提案型公共サービス実
				サービス実施制度モデル事業として新たなアウト	施制度モデル事業として「国民健康保険及び高
			ている。また、一時的な業務量の増加についてはアル		齢者医療の窓口業務」の他2業務を外部委託しま
			バイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシ	今後、公民協働による事務事業の実施によ	
			ングするなど、条例で定められた定数を超えないように		今後は、これらの業務の実施実績等を検証
			対応している。	ます。	し、適切な職員配置のあり方を引き続き検討して
			しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく。名が見にかける業務中の世界の場合を		まいります。
			ではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査		
			した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方		
			針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な		
			対を始まえ プラ、未務内谷や未務重寺に応じた週切な   人員配置を行なう必要がある。		
			大貝配直を打なり必要がある。   また、それを可能とするための取り組みの一環とし		
			て、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行		
			ことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後		
			者については業務内容によってアルバイトの雇用や業		
			者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討		
			すべきである。		
<u> </u>			プ · C に の ′ 0 。		

事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、 現状、大半の課において担当制が導入されていること から、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシ ップの発揮が望まれる。

さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位 における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれ にかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件 費と代替コストのトータル管理が必要である。

一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては 業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざる を得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点か ら当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や 外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を 適切にするために必要と考える。

#### (消防本部)

3 消防総務課

|め、本部において事務処理を行うのは、主任以上の役 |おります。消防署の災害活動要員が不足した場|おります。消防署の災害活動要員が不足した場 |職者であるため消防本部の業務に精通しているメリット | 合、本部員による緊急配備(緊急的な災害活動要 | 合、本部員による緊急配備(緊急的な災害活動要 |はあるが、事務のスペシャリストではなく、事務処理の |員の補充等)を行えること、消防職は行政職と異|員の補充等)を行えること、消防職は行政職と異 |効率化という面ではやや劣ることが懸念される。また、 |なり、市内防火対象物への立入検査、消防団員|なり、市内防火対象物への立入検査、消防団員 事務職員の人件費も高くならざるを得ない。

消防本部では、現在、職員は全て消防本部で採用さしど、その特性から、消防吏員であることが求めらしど、その特性から、消防吏員であることが求めら れ、災害現場に行くことを前提とした消防吏員である。 |消防吏員が不足しているため、消防署に配属される消 |を見据えている状況にあります。 防吏員の数が限定される。より多くの消防吏員を消防 |署に配属するためには、消防吏員でない事務担当の |し、主任以上の役職をもつ職員のみならず、再任|慮し、主任以上の役職をもつ職員のみならず、再 一般職員を置くか、市長部局の行政職員を配置するこ |用職員や新規採用職員を消防本部へ配置するこ|任用職員や新規採用職員を消防本部へ配置する とも検討すべきではないかと考える。

IT化の余地があると考えられる部分がある。

本署、各出張所で作成される勤務表、救急出場報告 |は手書きである。消防出場報告などの書類はパソコン |のを除き、徐々に配置が進んできたパソコンのメ|のを除き、徐々に配置が進んできたパソコンのメ で作成するが、給与システムとはリンクしていない。し |たがって、データを給与システムに再度入力する必要 |限の職員で事務連絡や情報の伝達・交流等を継|促進し、最小限の職員で事務連絡や情報の伝達・ |がある。勤務表などの各出張所で作成された書類は翌 |続して行っております。 日に本署へ提出することになっているが、その際は出 |張所から本署まで持参しなければならない。IT化を進 |など、簡素化、省力化、共有化の取組みは事務 |施し、簡素化、省力化、共有化の取組みは事務 |めることにより、事務処理全体を効率化し、職員数の |全体の効率アップを確実に実現しており、IT化を |全体の効率アップを確実に実現しており、業務の 不足を補うことも検討すべきである。

消防本部においては、公権力が付与されており 消防本部においては、公権力が付与されており |若年の消防吏員は原則として消防署に配属されるた | 災害対応可能な消防吏員の優先的配置を考えて | 災害対応可能な消防吏員の優先的配置を考えて |の育成指導、消防車両・消防資機材等の整備な|の育成指導、消防車両・消防資機材等の整備な れることなどの理由から、市長部局との人事交流 れることなどの理由から、市長部局との人事交流

また、書類の作成や提出等の事務処理面において、「防吏員を計画的に採用し、引き続き災害対応に万」消防吏員を計画的に採用し、災害対応に万全を 全を期してまいります。

|一ルや掲示板等の機能を積極的に活用し、最小|一ルや掲示板等の機能を積極的に活用しIT化を

庁内業務改善報告会においても入賞を果たす |推進することで業務の更なる効率化に努めてま |更なる効率化に引き続き努めてまいります。 いります。

を見据えている状況にあります。

今後は、人件費や効率性などを総合的に考慮 引き続き、人件費や効率性などを総合的に考 とも視野にいれたうえで、現場活動要員である消にとも視野にいれたうえで、現場活動要員である 期してまいります。

また、事務処理においては、個人情報に係るも また、事務処理においては、個人情報に係るも 交流等をさらに継続して行っております。

庁内業務改善運動につきましても積極的に実

# 2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管	計課	項	目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
4	職員課		(1)給料		③技能労務職給料表	国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、	国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、
					八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)	守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話	守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話
					に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労	交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能	交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能
					務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体に	労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修	労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修
					おいて、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される	のような業務はありません。また、職名が同じで	のような業務はありません。また、職名が同じで
					職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務	あっても業務が全く同じであるとは言えない職が	あっても業務が全く同じであるとは言えない職が
					職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給	あり、単純に給料を比較することはできないと考	あり、単純に給料を比較することはできないと考
					料表を作成しており、八尾市においても同様である。	えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準につ	えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準につ
					八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技	いて、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、	いて、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、
					能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準		
					について、検討する必要がある。	お、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給	ります。なお、平成21年4月1日から、初任給の号
						引き下げたところです。	給を8号給引き下げたところです。

# 3. 手当

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
5	人事課	(1) 期末手当・勤	ア)勤勉手当の支給額の算定方法	人事評価は平成21年度より、監督職・一般職へ	人事評価は平成21年度より、監督職・一般職へ
		勉手当	勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手	拡大して試行実施しましたが、技能労務職など導	拡大して試行実施していますが、技能労務職など
			当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定	入ができていない職種もあり、勤勉手当への反映	導入ができていない職種もあります。地方公務員
			める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に	は引き続き検討してまいります。	法の改正が計画されており、勤勉手当への反映
			72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとさ		は、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚
			れている(再任用職員については別途規定)。実際は、		という観点からも勤勉手当の反映について、引き
			懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に		続き検討してまいります。
			支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手		
			当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制		
			度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当		
			への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給		
			率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべ		
			きである。		
6	職員課		(イ) 役職段階別加算	役職段階別加算制度は、多少の差異はあるも	
			期末手当及び勤勉手当について役職段階別加算率	のの、府下でも多数の市が行っており、本市も過	のの、府下でも多数の市が行っており、本市も過
			が加味されるが、役職による場合だけでなく、高卒採用		
			在職27年以上または在職20年以上かつ年齢45歳以上		
			の者については100分の10、高卒採用在職13年以上ま		
			たは在職7年以上かつ年齢31歳以上の者については	なる制度を引き続き検討してまいります。	制度を引き続き検討してまいります。
			100分の5の加算がされ、年功序列的な支給がなされて		
			いる。役職段階別加算は、役職の職責に応じて支給す		
			るのが本来の制度の趣旨である。役職に応じた加算体		
			系とすることを検討すべきである。		

7	人 (Y) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	
8	総務人事課	

(4)超過勤務手当 (市長部局等)

平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多「びアウトソーシングに関して、試行的に市長直轄」びアウトソーシングに関して、試行的に市長直轄 い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつき|組織において人材派遣職員を活用してきたところ が生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が 他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。

その結果、前者については所属内における担当業務 の内容により超過勤務に差が生じていること、後者に ついては部総務担当としての業務にも従事している 等、部内の間接部門としての役割も担っていることが 判明した。

また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリスト アップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時 間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算 出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比 較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務 の傾向があると考えられる。

「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っ ているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業 務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、 それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いこと を正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精 | 査した上で必要な職員配置を検討することとあわせ て、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業 |務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の 効率化が図れるよう検討すべきである。

また、部内の総務担当を兼務している職員について は、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各 部の共通する業務については一元化できる余地がな いかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複し ないよう工夫すべきである。

(教育委員会事務局)

1)校務員の超過勤務

校務員が手書きの「超過勤務命令個人カード」に勤 |不急の超過勤務命令をしないことの徹底、休憩 |不要不急の超過勤務命令をしないことの徹底、 務命令時間を記入し、所属長の事前承認を得ることとは時間取得の適正化及び業務改善を求めるなか |なっている。校務員の就業時間は各学校等によって定 |で、縮減成果が出ており、今後も一定の縮減が |とにより、縮減成果が出ており、今後も一定の縮 |められている。校務員が行なう業務は学校環境の安全 |見込まれます。 を確保するための校舎内の修繕や清掃等、学校の状 |況に応じた臨機の対応が求められることから、休憩時 |対応として超過勤務が増となる場合があります。 |間のとり方については、作業スケジュールによってばら |が、縮減に努めているところです。 つきがあり、短時間の残業の場合は休憩時間を取らな い場合もある。また、超過勤務に関しては所属長であ |幼稚園、小学校にて19名のアルバイト配置や再 |る校長が承認することから、教育委員会総務人事課で |任用職員7名の配置、嘱託員2名などの活用を |幼稚園、小学校にて18名のアルバイト配置や再 は休憩時間の有無に関し特段の聴取はしていない。

校務員の超過勤務時間数の多い学校長から |縮減に向けたヒアリングを毎年行うなかで、不要 |して、縮減に向けたヒアリングを毎年行うなかで、

昨年度、部総務業務等、庶務業務の一元化及

です。活用による効果や課題を検証し、実施手法

につき引き続き検討を行っております。

また、施設の老朽化や規模、周辺の状況等の

校務員の配置については、定数66名のうち、 す。 |進めており、多様な雇用形態により対応していま |任用職員7名の配置、嘱託員2名などの活用を

昨年度、部総務業務等、庶務業務の一元化及 組織において人材派遣職員を活用してきたところ です。活用による効果や課題を検証し、実施手法 につき引き続き検討を行っております。

また一方、現在、定型的な業務や課内業務の 質・量の平準化を図るため、業務改善運動を行う 中でマニュアル化の取り組みを奨励するなど、業 |務の効率化、知識・技術の伝承・共有に努めてお り、今後引き続き取り組んでまいります。

校務員の超過勤務時間数の多い学校長に対 |休憩時間取得の適正化及び業務改善を求めるこ 減が見込まれます。

また、施設の老朽化や規模、周辺の状況等の 対応が必要な場合に超過勤務が増となることが ありますが、縮減に引き続き努めているところで

校務員の配置については、定数66名のうち、

時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校務員の作業状況について教育委員会総務人事課による状況聴取等を行なうべきであると考える。 なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり方については検討が必要である。校務員が行なう業務は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の程点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。  9 総務人事課 生涯学習スポーツ 課  2)生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務時間は一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務					
務が多い場合、正式な運用ルールに従って超過勤務 時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校 務員の作業状況について教育委員会総務人事課による状況聴取等を行なうべきであると考える。 なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する 方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり 方については検討が必要である。校務員が行なう業務 は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。 (教育委員会事務局) 生涯学習スポーツ 課 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 特別とは、学校開放に関する新規事務や 指定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務					
時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校務員の作業状況について教育委員会総務人事課による状況聴取等を行なうべきであると考える。 なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり方については検討が必要である。校務員が行なう業務は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイ等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。  「教育委員会事務局」 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務所間は一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 特定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務			礎となるため、明らかに他の学校等と比較して超過勤	いては、学校園の状況を見極めながら引き続き	す。今後、外部委託や非常勤職員等の活用につ
務員の作業状況について教育委員会総務人事課による状況聴取等を行なうべきであると考える。 なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり方については検討が必要である。校務員が行なう業務は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。  9 総務人事課 生涯学習スポーツ 課  20 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均30時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務 495時間/年)が、その後、これらの業務			務が多い場合、正式な運用ルールに従って超過勤務	検討してまいります。	いては、学校園の状況を見極めながら引き続き
る状況聴取等を行なうべきであると考える。 なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する 方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減 少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり 方については検討が必要である。校務員が行なう業務 は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対 応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学 校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行 うべきと考える。  「教育委員会事務局」 全涯学習スポーツ 課 生涯学習スポーツ 課 な務人事課 生涯学習スポーツ 課 の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均 320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学			時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校		検討してまいります。
なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する 方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減 少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり 方については検討が必要である。校務員が行なう業務 は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、 短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対 応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学 校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行 うべきと考える。 (教育委員会事務局) 生涯学習スポーツ 課 (教育委員会事務局) 2)生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務時間は一人平均 320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務			務員の作業状況について教育委員会総務人事課によ		
方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり方については検討が必要である。校務員が行なう業務は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。    9   総務人事課 生涯学習スポーツ 課業員の超過勤務			る状況聴取等を行なうべきであると考える。		
少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり 方については検討が必要である。校務員が行なう業務 は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、 短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対 応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学 校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行 うべきと考える。  9 総務人事課 生涯学習スポーツ 課 (教育委員会事務局) 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均 320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学  中成20年度は、学校開放に関する新規事務や 指定管理者の選定業務などが日常業務に加わ り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務			なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する		
方については検討が必要である。校務員が行なう業務は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。  9 総務人事課 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務405時間/年)が、その後、これらの業務が一定495時間/年)が、その後、これらの業務が一定			方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減		
は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、 短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対 応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学 校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行 うべきと考える。 (教育委員会事務局) 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均 320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 お窓が増加しました(一人平均 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務 495時間/年)が、その後、これらの業務が一定			少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり		
短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。  9 総務人事課 生涯学習スポーツ 課 (教育委員会事務局) ・ 工成20年度は、学校開放に関する新規事務や・ 指定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 ・ 「例年より超過勤務が増加しました(一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 ・ 「対象のでは、学校開放に関する新規事務や 指定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均320時間/年)が、その後、これらの業務が一定			方については検討が必要である。校務員が行なう業務		
応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。  9 総務人事課 生涯学習スポーツ 課 (教育委員会事務局) ・ 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 ・ 生涯学習スポーツ課の超過勤務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、		
校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行 うべきと考える。			短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対		
うべきと考える。			応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学		
9 総務人事課 生涯学習スポーツ 課 2)生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均 320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務 495時間/年)が、その後、これらの業務が一定			校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行		
生涯学習スポーツ は 2)生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 指定管理者の選定業務などが日常業務に加わ 指定管理者の選定業務などが日常業務に加わ は 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均 り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務 495時間/年)が、その後、これらの業務が一定			うべきと考える。		
課 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均 り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務 495時間/年)が、その後、これらの業務が一定	9	総務人事課	(教育委員会事務局)	平成20年度は、学校開放に関する新規事務や	平成20年度は、学校開放に関する新規事務や
320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務 495時間/年)が、その後、これらの業務が一定		生涯学習スポーツ	2) 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務	指定管理者の選定業務などが日常業務に加わ	指定管理者の選定業務などが日常業務に加わ
		課	生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均	り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均	り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均
			320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学	495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務	495時間/年)が、その後、これらの業務が一定
─│  │			級を運営されていること、民間スポーツ団体との会議	が一定軌道に乗ったこと、事務改善の実施、臨	軌道に乗ったこと、事務改善の実施、臨時的任
が時間外に開催されるケースが多いこと及び施設の開   時的任用職員の配置などにより、1人平均年421   用職員の配置などにより、平成21年度1人平均年			が時間外に開催されるケースが多いこと及び施設の開	時的任用職員の配置などにより、1人平均年421	用職員の配置などにより、平成21年度1人平均年
館が休日・時間外に設定されていることが挙げられる。 時間となり、減少傾向にあります。 421時間となり、平成22年度においても減少傾向			館が休日・時間外に設定されていることが挙げられる。	時間となり、減少傾向にあります。	421時間となり、平成22年度においても減少傾向
他部署との業務内容と比較すると相当程度相違す 時間外の会議や施設対応としての勤務時間の にあります。			他部署との業務内容と比較すると相当程度相違す	時間外の会議や施設対応としての勤務時間の	にあります。
ることから、定時内での勤務形態では超過勤務時間は   弾力的割り振りに必要な職員体制については、   時間外の会議や施設対応としての勤務時間の			ることから、定時内での勤務形態では超過勤務時間は	弾力的割り振りに必要な職員体制については、	時間外の会議や施設対応としての勤務時間の
恒常的に多くなってしまう。フレックス制の導入等、勤   今後の課題として検討してまいります。   弾力的割り振りに必要な職員体制については、			恒常的に多くなってしまう。フレックス制の導入等、勤	今後の課題として検討してまいります。	弾力的割り振りに必要な職員体制については、
務実態に合った就労のあり方を検討すべきである。			務実態に合った就労のあり方を検討すべきである。		今後の課題として検討してまいります。

# 4. 勤務の状況

番号	所 管	課	項	目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
10	人事課		(2)勤怠管	理	①カードによる時間管理	退庁時のカード通過の実施について、引き続	退庁時のカード通過の実施について、引き続
					本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこ	き関係機関と調整してまいります。	き関係機関と調整してまいります。
					なっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退	なお、管理職については部長会等で時間外退	なお、管理職については部長会で時間外退庁
					館時には磁気カードを通さないルールになっている。し	庁時には退庁時間を記録するよう周知していると	時には退庁時間を記録するよう周知し、実施して
					かし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況	ころです。	います。
					を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても		
					勤務実態についての貴重なデータを把握するために		
					も、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握		
					を行うべきである。		

# 【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について 介護保険事業

### 6. 総務費

番号	所 管 課	項 目	監査の結果の内容(要旨)	H22.7.1までの措置の内容と改善の方針	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針
1	介護保険課	システム保守業	「SE 運用保守」8,820 千円、「介護保険システム保守」	システム関連保守業務については、恒常的な	平成 23 年度において、介護保険システムの
		務委託契約につ	11,207 千円、「認定審査会システムソフトウェア保守」	業務に関する費用とトラブル対応の保障に関す	更新を行う予定をしていますが、業者選定にあ
		いて	756 千円の見積書は、システム保守料のハードウェア	る保険的な費用であるため、業務内容によって	たっては、システムの設計開発費等の構築費
			やソフトウェアごとに内訳が明細として添付されてい	は労務単価の積算が困難なものがあります。	と、開発後5年間に渡る運用保守費の総額につ
			るだけであり、この見積書では契約締結の可否を判	そのため、保守業務の見積もりの妥当性の確	いて比較を行い、長期継続契約を締結し、稼動
			断できない。必要工数と必要な SE のレベル、すなわ	認として、業務の内訳におけるハードウェア、ソ	後 5 年間の適切な保守契約の確保に努めま
			ち労務単価を見積書上明確に作成してもらうよう指示	フトウェア、保守作業の明確化を図るとともに、	す。
			すべきと考える。	保守業務内容(サービスレベル)の妥当性の評	その際に、見積内訳書については、導入機器費
				価を進めています。	用、開発作業費、保守費の明細を求める一方、
					特に保守費については、機器のハード及びソフ
					トの保守費、保守作業費の明細を求める予定で
					す。しかし、その積算根拠については、SE の人
					件費だけで算出できるものではなく、制度改正
					等に伴う機能追加や改修に対する費用負担の
					考え方、あるいは保守業務の稼動時間や稼働
					率、ヘルプデスクの稼働時間や障害発生対応
					時間等、求めるサポートレベルによりコストが大
					きく変わります。そのため、保守業務の見積もり
					の妥当性の確認として、業務の内訳におけるハ
					ードウェア、ソフトウェア、保守作業の明確化を
					図るとともに、保守業務内容(サポートレベル)
					の妥当性の評価を進めています。

2	介護保険課

介護保険事務処 理システムに係る 改正業務委託契 約について 「介護保険事務処理システムにかかる法改正業務委託契約」6,174 千円は、従来より導入していたシステムを法改正にあたり改正する作業について、当初システム開発を担当した業者と引き続き契約を行なうことが経済的であり、作業的にも最も効率的であることを理由として、随意契約で契約している。そのため、当初投資額とアフターコストとの総額の観点からは、一般競争入札によった場合に比べてコストが割高になる可能性がある。導入時の投資額の多寡だけで競争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定を行なうべきである。

また、当該システム開発会社により見積書で計画 作業日数を積算しているが、実績作業日数との比較 分析が現状行なわれてない。計画工数と実績工数と の比較により、常に工数見積りの妥当性を検討し、翌 年度以降の契約に反映していくようにする必要があ る。 システム開発業者選定にあたっては、保守費用を含めた評価の中で選定を行ないます。

その他の予定されていなかったシステム開発 及び改修の費用算定については、今後引き続 き、費用の評価の適切な方法を研究してまいり ます。 平成 23 年度において、介護保険システムの 更新を行う予定をしていますが、業者選定にあ たっては、システムの設計開発費等の構築費 と、開発後5年間に渡る運用保守費の総額につ いて比較を行い、長期継続契約を締結し、稼動 後5年間の適切な保守契約の確保に努めま す。

その際に、見積内訳書については、導入機器 費用、開発作業費、保守費の明細を求める一 方、特に保守費については、機器のハード及び ソフトの保守費、保守作業費の明細を求める予 定です。しかし、その積算根拠については、SE の人件費だけで算出できるものではなく、制度 改正等に伴う機能追加や改修に対する費用負 担の考え方、あるいは保守業務の稼動時間や 稼働率、ヘルプデスクの稼働時間や障害発生 対応時間等、求めるサポートレベルによりコスト が大きく変わります。そのため、保守業務の見 積もりの妥当性の確認として、業務の内訳にお けるハードウェア、ソフトウェア、保守作業の明 確化を図るとともに、保守業務内容(サポートレ ベル)の妥当性の評価を進めています。

なお、長期継続契約の対象となっている開発 費用については、本市が要求するレベルを確保 するとともに、当初の選定時に5年間の機能追 加や改修を予め見込んだ費用として契約を行う ものであることとしています。

また、実績評価は契約完了の時点において 作業日数や行程数の比較による方法もあります が、求めている業務レベルの到達度(システム の完成度・満足度)を重視した評価も必要と考え ます。

# (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について 国民健康保険事業

#### 3. 収納事務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	納付の利便性の	現在、納付できる金融機関は市内のほぼ全ての銀	国民健康保険につきましては、現在、大阪府	コンビニエンス・ストア等での納付につきまし
		向上について	行・郵便局等であるが、コンビニエンス・ストア等での	下での広域化に向けた検討が始まっており、ま	ては、まず国民健康保険につきまして、大阪府
			支払いや電子納付等の方法により、夜間等でも納付	た新しい高齢者医療制度の構築も相まって、国	において平成 22 年 12 月下旬に大阪府国民健
			可能にすることにより滞納状況が改善されるのでは	民健康保険の制度そのものが今後具体にどう	康保険広域化等支援方針が決定されました。た
			ないかと考える。なお、以前は収納事務を私人に委	なるか、大きく変わる可能性をはらんでいます。	だ、納付方法の拡充等を含めたさまざまな施策
			託することはできなかったが、法改正により平成 17年	そういった広域化等の動向を見据えながら、	実施の具体的な取り組みについては、今後も引
			10 月 1 日からコンビニエンス・ストアでの納付が可能	納付手段の拡充・利便性の向上についても、本	き続き府や市町村間で協議・調整を行っていくこ
			となった。大阪府内では泉南市や河内長野市が導入	市独自の取り組みができるのかも含め、その取	ととなっており、本市としてもその取り組みの中
			済みであるが、市は未導入である。基本委託料、振	り組みの中で検討を行う必要があると考えてお	で検討を行う必要があると考えております。
			込手数料がかかるということが未導入の理由である	ります。	また、現在、現行のホストコンピュータの最適
			が、不納欠損額が平成19年度においても約460百万		化に取り組んでおり、国保システムは平成25年
			円発生している現状においては、各種手数料の負担		度での移行が予定されております。今、コンビニ
			も考慮し、費用対効果を考えた上でコンビニエンス・	なお、国民健康保険料と介護保険料の一元	エンス・ストア等での納付を可能にすべくシステ
			ストア等での納付の導入を検討する余地があると考	化・集約化については、制度上困難であると考	ムの対応を進めることは二重投資につながる恐
			える。また、国民健康保険料及び介護保険料を一元	えます。	れがあるため、最適化とあわせてシステム的な
			化・集約化すること等によっても納付の煩雑性を緩和	(監査の意見に対し検討を行った結果、市として	検討を行ってまいりたいと考えております。
			することができる。	の判断により対応方針を確定)	
			納付の利便性を向上することによって、納付率の向		
			上に努める必要がある。		

# 6. 総務費

番号	所管課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	健康保険課	年間保守業務費	市の国民健康保険システムについて、システム納	現在、行政システム全般にわたり、オープン	国民健康保険につきましては、大阪府におい
		用のコスト削減に	入業者が次年度以降の年間保守業務も請け負って	化の検討が行われ、24年度から順次オープン	て平成22年12月下旬に大阪府国民健康保険広
		ついて	いる。システム保守については、納入業者が当該シ	化が実施される予定となっております。	域化等支援方針が決定されましたが、さまざま
			ステムに一番詳しいため随意契約が多く、見積合わ	ただ、国民健康保険につきましては、現在、	な施策実施の具体的な取り組みについては、今
			せは行なっているものの、コスト削減の足かせとなっ	大阪府下での広域化に向けた検討が始まって	後も引き続き府や市町村間で協議・調整を行っ
			ている。	おり、本市としては広域化の動向が一定決まら	ていくこととなっております。
			一般に全庁的な視点から企画・財政系部門が予算	ないと本市システムのオープン化が進められな	このような状況の中で、今後も国保広域化に
			削減を試み所管課に対しシステム保守費や開発費の	い流動的な状況であります。	関する課題等の整理を進める一方、国民健康
			削減を打診しても、契約が所管課持ちである場合、削	このような状況の中で、今後、国民健康保険	保険システムについては、基幹システム最適化
			減可能性の判断が所管課任せとなり、所管課の判断	システムについては、今後の作業の中で、情報	事業の中で平成23年度よりオープン化を進める
			が消極的になる。	システム室と連携しながら、意見にも述べられて	予定をしています。
			このような場合、下記のような改善が可能であり、	おります各種改善を図ってまいりたいと考えて	業者選定にあたっては、システムの設計開
			年間保守費についても改善の余地がないか検討す	おります。	発費等の構築費と、開発後5年間に渡る運用保
			べきである。		守費の総額について比較を行うこととしていま
			①契約事務の一元化を図る。		すが、積算根拠については、監査結果で指摘さ
			②性能発注ではなく仕様発注に切り替える		れているようにSEの人件費だけで算出できるも
			③専門知識の壁を打開するために、企画・財政部門		のではなく、制度改正等に伴う機能追加や改修
			が外部専門コンサルティングを活用する。		に対する費用負担の考え方、あるいはサービス
			④見積書を作業実施者一人当たり日数単価と必要		の稼動時間や稼働率、ヘルプデスクの稼働時
			作業日数の算出根拠を記載する方式で提出させる		間や障害発生対応時間等、求めるサービスレベ
			等積算金額の分析を行なえるようにし、日数当たり		ルを実現するための費用の算出となります。
			の単価が、一般的な相場と比べて妥当であるかを		そのため、発注方法も仕様発注だけでなく性
			確認する。		能発注の占める割合もおのずと高くなります。
			⑤機械設備やソフトウェアを購入する際に、購入時に		なお、契約事務の一元化や専門知識を活用
			当該購入額の多寡だけで競争入札を行なうのではな		するための外部コンサルタントの活用について
			く、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体		は、庁内IT推進体制全体に係る課題であるため
			のコストも考慮して業者選定を行なう。 		今後、情報システム室と連携しながら、適切な   対応を図ってまいりたいと考えております。
					刈心で凶つにおいめたいと考えてありまり。 

# 介護保険事業

### 5. 給付事務

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	介護保険課	事業者への立入調査について	介護保険課ではケアマネジャーの資格を有する提供の 方法までを含めた現地指導を行なっており、請求の とないて実質面から意義のある活動をしているに、 まだ不十分な点も多い。 ①サービス提供実績の実在性のチェック ケアプランの妥当性については慎重なチェックが行な票 まだ不十分な点も多い。 ②サービス提供実績の実在性のチェック ケアプランの妥当性については慎重なチェックが行な票等との整合性チェックは十分に行なわれていない。 おれているが、請求の基本となるサービス提供記意図の有無にかかわらず架空請求が起こらないように、過の を含め請求が正確に行なわれているかどうかをチェック するように調査項目を検討する必要がある。 ②事業者選定基準の明確化 現状、毎年度継続的に運用できる事業者の分析、析を 造誤調整実績の分析等の結果に基づいて、あり重との対し、問題のある事業者の絞り込みをの頻度事業者の分析を作成し、問題のある事業者の紛り込みも、動力を作成し、問題のある事業者の絞り込みや、ありまるといった対応も必要になると考える。現状は、事業者の立入調査を変えるといった対応も必要になると考える。現状は、事業者の可と表達が明確でない。 ③過誤調整実績の把握 事業者の立入調査を変える。過誤状では、必ず調査結果に基を 対定する必要がある。過誤と知るし、が明査を変える。 現状により、であるし、別書をの対ければ調査を担て採用することにより、であるし、判断につなが、 は調査をの実績を把握し、をまるの対解がでは、事業投入量の判断につない。 3の実績評価を紹介といていない。 ④調査では、事業投入量の判断につない。 ④調査では、事業投入量の判断につない。 ②の実績評価においての対断がるようなこれば調査範囲を縮いしてもよいという判断がでは、 またているが、では、かられていない。 ④調査をでは、第一により、であるし、対断では、またでは、 の対しては、かられていない。 ④調査を変える事業者と調査の重点項目とを定っている。 3の項目を踏え、下独自の調査でニュアルを作成し、 3の項目を踏まえ、市独自の調査マニュアルを作成にある。 3の項目を踏まえ、市独自の調査でニュアルを作成。 3の項目を踏まえ、市独自の調査でニュアルを作成。 3の項目を踏まえ、市独自の調査でニュアルを作成。 3の項目を踏まえ、市独自の調査でニュアルを作成。	④ 調査マニュアルの整備については、検討しているところです。	④ 毎年度、実地指導で重点的に確認する項目を設定し、実地指導の対象事業者の選定を客観的なデータに基づき、選定しています。 しかし、その他の実地指導対象事業所選定については、大阪府からの権限移譲により新たに事業者指導の部署が新設されることもあり、その部署と調整しながら、調査マニュアル等の整備を行うことを検討しているところです。

# 【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

#### 1. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針
1	市政情報課	定常的業務に関	情報システムは、市政情報課所管システムに関わ	単価及び数量(工数)の明記は、「それぞれの	単価及び数量(工数)の明記は、「それぞれの
		する積算方法につ	らず、定常業務及び開発業務でめりはりをつけて委	作業に対して求められる SE のレベルと数量は標	作業に対して求められる SE のレベルと数量は標
		いて	託を行うべきである。定常業務については、単価及び	準的な基準がないため、ケースバイケースで判	準的な基準がないため、ケースバイケースで判
			数量(工数)を明記したコスト積算書の標準様式を定	断せざるを得ない状況にある。」、「汎用機の開	断せざるを得ない状況にある。」、「汎用機の開
			め、かつ専門以外の者でも判断可能なガイドラインを	発業務は実際に SE の作業量が費用の根拠とな	発業務は実際に SE の作業量が費用の根拠とな
			規定すべきである。	るが、プログラム開発の作業量の基準がないた	るが、プログラム開発の作業量の基準がないた
			現状の積算価格根拠書類は、所管課ごとに異なる	め予算合わせ的な傾向が強くなる。」「パッケージ	め予算合わせ的な傾向が強くなる。」「パッケージ
			うえ、単価や作業工数の明示はなく総額が記載され	の開発業務はさらに積算根拠を整えるのが困難	の開発業務はさらに積算根拠を整えるのが困難
			ているのみというケースが非常に多い。単価、作業工	となる。」「作業ボリュームに応じて単価が変動す	となる。」「作業ボリュームに応じて単価が変動す
			数の明示をベンダーに求め情報を整理するという基	る。(ボリュームディスカウントや階段型の費用変	る。(ボリュームディスカウントや階段型の費用変
			礎的な業務が十分にできていない。	動があるため、単純にリニアな積算を行うと、過	動があるため、単純にリニアな積算を行うと、過
				大あるいは過少となる。)」などの問題を有してお	大あるいは過少となる。)」などの問題を有してお
				り、開発業務については、単価及び数量(工数)の	り、開発業務については、単価及び数量(工数)の
				明記は困難となっています。	明記は困難となっています。
				一方、定常業務においては、業務内容等を想	一方、定常業務においては、業務内容等を想
				定することが可能であるため、今後、ベンダーに	定することが可能であるため、今後、ベンダーに
				積算根拠を求め、適切な対応に努めていきたい	積算根拠を求め、適切な対応に努めていきたい
				と考えています。	と考えています。
				なお、ガイドラインについては、現在 CIO 体制	なお、コスト積算のガイドラインについては、今
				の中で、合議を通して適正な契約のあり方につ	後、調達ガイドラインを作成する中で対応を行っ
				いてチェックを行っており、今後、その作成等も含	てまいりたいと考えています。
				め、具体的な対策を行ってまいりたいと考えてい	
				ます。	

### 2. 業務マニュアルの整備

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針
2	市政情報課	業務マニュアルの	市政情報課では、住民情報システム等のデータ入	住民情報システム等のデータ入力作業等のオ	住民情報システム等のデータ入力作業等のオペ
		整備について	力作業などのオペレーションを毎期随意契約で委託	ペレーション業務については、汎用機システムの	レーション業務については、汎用機システムの最
			している。随意契約理由は、「入力作業には正確性と	最適化を進める中で、現行の委託業務内容を大	適化を進める中で、現行の委託業務内容を大幅
			熟練度を強く要求されること、データ入力機器及び住	幅に見直すこととなります。そのため、汎用機の	に見直すこととなります。そのため、汎用機のオ
			民情報システム対応のフォーマットでの作成機器で	オープン化に合わせて全体的な見直しを行いま	ープン化に合わせて全体的な見直しを行いま
			の操作をしなければならないなど、専門知識と技術	す。	す。
			の習得が必要なこと」とされているが、この入力(パン		
			チャー)業務は代替業者が存在しない業務とはいえ		
			ない。		
			随意契約とせざるを得ないのは、委託期間が長期		

にわたってしまったため、市職員では委託業者が変更すると操作方法を十分に説明できず、システム運用自体に不安がでるという事情がある。すなわち任せ過ぎで交代が難しくなっているというのが現状である。契約業務単価も、前年度の単価が適用されているが、最新の日本データエントリー協会(パンチャー能力基準)など指標を参考にすべきである。情報システムの最適化を推進するうえでは、業務マニュアル・整備・仕様の明確化は最低限必要なことである。		型 う る 性
--	--	------------------

#### 3. 契約別監査の結果

3. 笑	約別監査の約	后未 			
番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針
3	市政情報課	住民情報システム	実績チェックの方法が適切になされていない点が散	住民情報システム稼働に関する運用支援業務	住民情報システム稼働に関する運用支援業務
		稼働に関する運	見される。委託業務仕様書と勤務状況報告書の内容	委託については、平成 21 年度より、各作業項目	委託については、平成 21 年度より、各作業項目
		用支援業務委託	が一致していない。勤務状況報告書の提出は受けて	にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積	にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積
		契約(表中 11)に	いるが、内容の精査がされていない。また、実績と予	もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発したプロ	もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発したプロ
		ついて	算の対比もできていない。適切な実績チェック及び予	グラム本数を割り出し実績チェックを行っていま	グラム本数を割り出し実績チェックを行っていま
			算実績差異分析を行うべきである。	す。	す。
				勤務状況報告書の内容の精査については、一	勤務状況報告書の内容の精査については、一年
				年を通して開発する案件や緊急障害対応等が各	を通して開発する案件や緊急障害対応等が各月
				月においてプログラムの修正本数が何本、と固	においてプログラムの修正本数が何本、と固定さ
				定されているわけではないため、勤務状況報告	れているわけではないため、勤務状況報告書に
				書による内容は、その日に作業した内容を記載	よる内容は、その日に作業した内容を記載し、年
				し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェッ	度末に成果物及びプログラム本数のチェックを行
				クを行っています。	っており、平成22年度についても、年度末に実施
					する予定です。
4		グループウェアシ	単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行わ	グループウェアシステム保守については、業者	グループウェアシステム保守については、業者
		ステム保守業務	れていない。システム更新時に実績チェックを行い、	選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を	選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を
		委託契約、住民情	その結果を次回のシステム更新時の要求仕様に反	行い決定したものであり、その意味から妥当性の	行い決定したものであり、その意味から妥当性の
		報システム電算オ	映すべきである。	ある金額となっています。そのため実績チェック	ある金額となっています。そのため実績チェック
		ペレーション業務		については、業務が契約内容どおりに履行され	については、業務が契約内容どおりに履行され
		委託契約(表中		ているかどうかのチェックと、できていない場合の	ているかどうかのチェックと、できていない場合の
		7、9)について		指示などを目的として行うもので、単価・工数の	指示などを目的として行うもので、単価・工数の
				妥当性を見出すために行うのは困難です。	妥当性を見出すために行うのは困難です。
				一方、オペレーション業務についても、業務担	│ 一方、オペレーション業務についても、業務担 │
				当課における自主的な業務改善、処理内容見直	当課における自主的な業務改善、処理内容見直
				しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、	しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、
				オペレーション単位で価格設定・工数を算出する	オペレーション単位で価格設定・工数を算出する
				ことは困難です。そのため、各オペレーション業	ことは困難です。そのため、各オペレーション業
				務のチェックについても、業務担当課から要求の	務のチェックについても、業務担当課から要求の

	•		<u> </u>		
				あった処理が間違いなくオペレーションされてい	あった処理が間違いなくオペレーションされてい
				るかどうか等の実績チェックが中心となります。	るかどうか等の実績チェックが中心となります。
				以上の状況の中で、グループウェアシステム	以上の状況の中で、グループウェアシステム
				については、次期システム更新時に再度、保守	については、次期システム更新時に再度、保守
				業務も含めて再検討を行うとともに、オペレーショ	業務も含めて再検討を行うとともに、オペレーショ
				ン業務については汎用機のオープン化に合わせ	ン業務については汎用機のオープン化に合わせ
				て契約内容等も含めて全体的な見直しを行う予	て契約内容等も含めて全体的な見直しを行う予
				定をしています。	定をしています。
5	自治推進課	市立山本コミュニ	当該契約は年 8 回の立駐装置保守点検業務及び	管制・料金システム保守業務に関する点検報	管制・料金システム保守業務に関する点検報
		ティセンター機械	年 2 回の管制・料金システム保守業務であるが、管	告書については、平成21年度の2回分を入手し	告書については、平成22年度の2回分を入手し
		式駐車装置保守	制・料金システム保守点検業務に関しては点検報告	ました。今年度以降も報告書の提出を求めていく	ました。来年度以降も報告書の提出を求めていく
		点検業務委託契	書を入手していなかった。契約内容の履行を確認す	予定です。	予定です。
		約(表中3)につい	るため、点検報告書を入手すべきである。	また、契約金額の妥当性について、今年度は	また、契約金額の妥当性について、来年度より
		て	また、契約金額の積算根拠となる単価について、内	既に契約を締結していますので、来年度より契約	契約金額の妥当性を検証します。
			訳書を精査するなどにより金額の妥当性が検証され	金額の妥当性を検証します。	
			ていない。業者の見積提示額で契約を締結するので		
			あれば、金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の		
			妥当性を当然検証すべきである。		
6		八尾市立山本コミ	業者の見積書を基に契約金額を決定している。当	入札により平成20年8月1日より別業者と契	入札により平成20年8月1日より別業者と契
		ュニティセンター	該金額は月額単価×契約金額で算定されている。し	約締結しましたので、次回長期契約締結時より	   約締結しましたので、次回長期契約締結時より
		清掃業務委託契	かし、月額単価について、内訳書を入手しておらず、	当該指摘事項を念頭におき、事務の処理を行い	当該指摘事項を念頭におき、事務の処理を行い
		約、八尾市立コミ	妥当性を検証していない。清掃業務に関しては人件	ます。	ます。
		ュニティセンター	費が主要な内容と考えられるので、一人当たり人件		
		清掃等業務委託	費、間接費、必要工数の見積りなどを記載した内訳		
		契約(表中 5,6)に	書の入手を行う必要がある。		
		ついて			
7		八尾市立コミュニ		全庁的な問題であり、次回の長期契約締結時	全庁的な問題であり、次回の長期契約締結時
,		ティセンター清掃	エックされているが、過年度に契約検査課において一	より積算根拠を明確にすべく、検討します。	より積算根拠を明確にすべく、検討します。
		業務委託契約、八	括で行われた入札において契約内訳の積算根拠が	6 万良弁は反と列降に デーバンスのしよう。	6 万段并収122号1曜129 「八大田1069。
		尾市立コミュニティ	一示されていない。ゆえに単価の妥当性が検証できな		
		センター機械化警	い。コスト削減については十分留意されているところ		
		備業務委託契約	ではあるが、積算根拠の明確化に努めるべきであ		
		(表中 7,8)につい	る。		
		(3年7,8/10 50・	<b>%</b>		
8	学務給食課	調理場排気設備	   契約書には仕様書に基づき作業を行う事と明記さ	入札実施に向けた仕様書作成のため、各学校	   入札実施に向けた仕様書作成のため、各学校給
	一丁1万中日及1木	」 清掃業務委託契	大利音にはは「秋音に盛りさけ来を打り事と明記さ   れているが、仕様書が作成されておらず業務内容及	八代美心に同けたは稼音で成めため、骨手校   給食調理場の排気設備について調査を行ってい	入代美心に同けたは稼音に成めため、音子校紀
		約(表中 11)につ	むといるが、は稼音が1月成されており、未務内谷及   び全体工数を確認することが出来ない。よって、仕様	石と記述物の併れ設備について調査を行うとい	長調壁場の併入設備について調査を光すしてお     り、平成23年度の入札実施に向けて仕様書を作
		が(衣中口)にういて	ひまは工数を確認することが出来ない。ようで、仕様   書に基づき作成される見積書は各学校ごとに作成さ		が、一成25年度の人化夫心に同じては稼音を作     成してまいります。
		0.0	音に巻っさ1FMされる兄債音は仕子校ことに1FMさ   れているが、単価は全て同一であり、見積金額の妥		1%U CみV 7み y 。
			れているが、単価は主て向一であり、見積並額の安   当性について適切に判断することはできない。		
			当性に が く 適切に利断することは くさない。   入札に際し仕様書は不可欠なものとなるため、早期		
			に仕様書を作成することが必要である。		

### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

### 2. 契約事務全般

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	契約検査課	契約情報の一元	契約情報の一元化が現状ではできていない。契約	工事請負契約及び工事請負関連委託業務、	工事請負契約及び工事請負関連委託業務、
		管理について	情報は、契約検査課は 200 万円以上の工事請負契	清掃業務及び警備業務以外の業務は、多種多	清掃業務及び警備業務以外の業務は、多種多
			約、工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業	様であり、契約事務手続きを含めて一元化する	様であり、契約事務手続きを含めて一元化する
			務に関する情報を保管しそれ以外の情報は各所管	ためには、専門的な知識を持った職員が多数必	ためには、専門的な知識を持った職員が多数必
			部署が保有している。	要であり、非効率になるほか体制整備等多くの	要であり、非効率になるほか体制整備等多くの
			現状では、工事請負契約及び工事請負関連委託業	課題があります。	課題があります。
			務、清掃業務及び警備業務については、契約検査課	ご意見の契約情報の一元管理については、各	各担当課より契約情報を収集し整理する取り組
			が入札執行を行っている。	担当課より契約情報を収集してまいります。	みを進めつつ、各担当課に情報提供してまいり
			これでは複数の部局で行う同種の業務が、個別に		ます。
			発注されている可能性があり、非効率である。契約情		
			報が分散している現状では、複数の部署の委託業務		
			をとりまとめ一括発注することもできない。契約事務		
			手続は各所管部署が担当したとしても、契約情報は		
			一元把握することが必要であると考える。		

### 2. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	市政情報課	情報システム専門家の登用について	ベンダーロックインを回避する上で外部有識者の参画する CIO 制度は有効といえる。しかしながら、CIO に回付される肝心の判断材料が不十分では効果が大幅に減殺されてしまう。情報が不十分では適切な判断をくだすことはできないのである。外部 CIO 補佐官に意見を求め、システム専門家が判断しやすい様式を定め、業者選定・選定以降の契約更新時には指定様式で業者より内訳説明資料の提出を求めることが有効であると考える。 契約関係の伺いは、日常回付されるものであるから、非常勤者ではなくシステム専門家を常勤のシステム検査官として登用し、システム関連支出の決裁は必ず検査官の承認を課している他市事例もある。例えば、常勤者を求める場合、予算要求における見積りの内容の査定へ発注仕様書策定〜選定〜契約条件チェックのほか、納品検査、保守サービスレベルのチェック等契約以外の様々な部分に関与してもらうことが望ましい。情報システムの新規導入から順次、専門家が関与することも有効と考える。	非常勤職員の両体制のもとで、役割分担を図りながら業務の遂行に努めております。 その中で、契約手続き等については基本的に	様式については、平成20年度からCIO体制のもとで契約関係起案のチェックを行っており、今後、その内容等を踏まえて調達ガイドラインを作成したいと考えています。

# 4. 情報システム年間保守費

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	市政情報課	情報システム年間保守では、日本の名が、日本のとのとのというには、日本のとのとのとのというには、日本のとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのと	基幹システムを導入したベンダーがそのまま毎年時間を会議である。当初システムを導入したベンダーがそのまま毎年時間を発力でない。基幹システムが、市販パッケージをかっていて、ものながです後ののかです後ののかです後ののかでない。基本では、システムの場合を開発したシステムの場合を関発したシステムの発注といてシステムに開発をでといてシステムの発注をできまれる。 (1)新たに開発したシステムの場合 開発費をでは、システムの発注をでは、システムの発注をでは、システムの発注をでは、システムの発注をでは、システムの発注をした。まるとが考えられる。 (2)市ののでが考えられる。 (2)市ののででは、では、ののででは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、いか、では、いか、いか、いか、いか、いか、いか、いか、いか、いか、いか、いか、いか、いか、	定要件としています。なお、一部のシステムでは使用データのデータベース構造や形式、アクセス方法を公開させるなどにより、将来的に業者変更が可能なように配慮行っており、今後もその配慮を行う予定をしています。  〈2〉市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合 市販パッケージソフトの保守については、長期	継続契約等の制限がない契約において、代替業者への変更が有利な場合において変更を行います。  〈3〉上記両者に共通する事項  保守契約については、毎年の契約更新に際して、合議により、専門的な視点も加えながら内容等のチェックを行うなどにより一定の措置を行い

# 6. 契約別監査の結果

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	市政情報課	パソコンサポート	積算段階において項目ごとに細分化した見積を入	パソコンサポートの対応業務は、職員からの	随意契約については、当初の目的を達成した
		業務委託契約(表	手しておらず、積算方法が不明確である。	問い合わせ対応や障害対応など多岐に渡る上、	ものや、環境の変化等により価格競争で対応で
		中 4)について	作業ごとに細分化した見積りを取り単価の妥当性を	いつどのような頻度で発生するかわからないもの	きるようになったものについては、順次契約方法
			検討する必要がある。	であり、積算段階における項目の細分化や作業	の変更を行っています。
			なお、平成 21 年度、情報システム室が契約・業務	ごとの細分化は困難です。そのため、基本的に	
			内容を見直し入札により業者選定を行い委託してい	従事者は本市に常駐で業務に携わることとなり 1	
			る。これにより、週3人日の契約から週5人日の契約	日拘束されることとなることから、作業項目ごとに	
			に変更となり業務内容が充実した。委託費用も 38 万	費用を細分化するのではなく、人日単価*日数	
			円/月となり、随意契約時の 59 万円/月に比べ大幅	で積算を行っています。	
			に減少している。このような実績があるため、当該契	(監査の意見に対し検討を行った結果、市とし	
			約に限らず契約更新時に、随意契約事由を精査し契	ての判断により、対応方針を確定)	
			約の適正性を検討すべきである。		
				なお、随意契約については、当初の目的を達	
				成したものや、環境の変化等により価格競争で	
				対応できるようになったものについては、順次契	
				約方法の変更を行います。	
5	資産税課	H21 年度向け固	八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担	表中1については、地方税法第 341 条に規定	表中1「H21 年度向け固定資産税システム評
		定資産税システム	当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を	する基準年度(3 年に 1 度)において、家屋の評	価替え対応業務委託契約」は、3年に1度の評価
		評価替え対応業	定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなけれ	価替作業にかかる業務委託であり、今年度(平	替えや税制改正に対応するためのシステム変更
		務委託契約、平成		成 22 年度)は評価替作業がないので、委託契約	
		20 年度固定資産			見積書を徴するなどの対応を予定しています。
		(土地)評価シス	ムに関係する業務委託であり、システムに精通して		
		テム業務委託契			
		約(表中1、5)につ	同一規格・同一仕様の見積書を入手することは困難	です。	
		いて	であるとして、入手していない。		
			しかし、たとえ他の業者の見積書を入手できなくて	表中5について、今年度(平成22年度)は複数	
			も、仕様、部品、工数など明確な内訳書を入手し妥当	の業者(3 業者)から見積書を徴し、業務委託契	
			性の検討を行うべきである。	約を締結しました。	
				(措置済み)	
6	自治推進課	八尾市民憲章の	委託契約額は、従前の実績を踏襲しているのみで	他市の状況も参考にしながら、八尾市市民憲	八尾市市民憲章推進協議会会員から提出さ
		啓発活動及び事	あり、妥当性が検証されていない。年度末において、	章推進協議会とも協議のうえ、平成23年度予算	
		務業務委託契約	契約額の妥当性を検討し、次年度の適切な積算に努	要求に間に合うよう委託契約額の妥当性につい	確に把握することにより、適正な委託料の積算に
		(表中 10)につい	めるべきである。	て検討します。	努めます。
		て			

Γ	7	保健推進課	子宮がん検診業	大腸がん検診委託業務の随意契約理由は「八尾市	大腸がん、乳がん検診の個別検診について	大腸がん、乳がん検診の個別検診について
			務委託契約、大腸	内において実施する個別の大腸がん検診に関して、	は、市民の利便性を考慮し、かかりつけ医での	は、市民の利便性を考慮し、かかりつけ医での
			がん検診業務委	対応できる専門知識を有する市内の団体は八尾市	受診や、特定健診等との同時実施が可能な体制	受診や、特定健診等との同時実施が可能な体制
			託契約、乳がん検	医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関	にしています。がん検診は、健康増進法に基づく	にしています。がん検診は、健康増進法に基づく
			診業務委託契約	と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、	市町村事業として検診の制度管理を行う必要性	市町村事業として検診の制度管理を行う必要性
			(表中 2,3,4)につ	かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが	があり、個別検診に関しては、基本的には八尾	があり、個別検診に関しては、基本的には八尾
			いて	想定された制度であるとの回答を得た。	市内の医療機関との委託契約により実施してい	市内の医療機関との委託契約により実施してい
				大腸がん検診委託業務、乳がん検診委託業務の	ます。随意契約理由として、「八尾市内において	ます。随意契約理由として、「八尾市内において
				随意契約理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第	個別という形態で検診に対応できる専門的知識	個別という形態で検診に対応できる専門的知識
				1項第2号による随意契約としか記載されていない。	を有する団体が八尾市医師会のみである」という	を有する団体が八尾市医師会のみである」という
				特定の医療機関と直接契約することも可能である。	内容に加え、包括外部監査で指摘のあった内容	内容に加え、包括外部監査で指摘のあった内容
				随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果	について、今後、詳細な理由を記載してまいりた	について、今後、詳細な理由を記載してまいりた
				たす観点から、より詳細に記載することが求められ	いと考えます。	いと考えます。
				る。		
				単価の積算については、過年度ベースで据え置か		
				れている。事業開始にあたっては、診療単価等により		
				合理的な単価が算出されていると思料するが、算出		
				根拠の引き継ぎがなされていない。適時に単価の合		
				理性の検証等の観点からは、算出根拠の引き継ぎ		
L				が必要であると思料する。		
	8		転送ベッド確保業	随意契約理由について、理由書には地方自治法施	包括外部監査にて指摘があったとおり、随意	包括外部監査にて指摘があったとおり、随意
			務委託契約(表中	行令第167条の2第1項第2号による随意契約との	契約理由について、説明責任を果たす観点か	契約理由について、説明責任を果たす観点か
			11)について	み記載されている。	ら、平成 23 年度より、『休日急病診療所で受診	ら、平成 23 年度より、『休日急病診療所で受診
				聞き取りの結果、理由として、休日急病診療所から	し、すぐに検査や入院などが必要と診断された重	し、すぐに検査や入院などが必要と診断された重
				転送する小児重症患者等のための診療体制を確保	症患者を休日急病診療所から確実に転送する病院を確保しておくことは、患者の健康、なるため	症患者を休日急病診療所から確実に転送する病
				し、入院が必要となった際に必要なベッド数を確保する事務に対応可能な調整機能を有する機関は八尾	院を確保しておくことは、患者の健康・安全を守るために必要不可欠である。しかしながら、休日	院を確保しておくことは、患者の健康・安全を守るために必要不可欠である。しかしながら、休日
				つ事務に対応可能な調金機能を有する機関は八尾   市医師会をおいて他にないとの回答を得た。	るにめに必要不可欠である。しかしなから、休日   に小児科の二次救急を行っている病院は、八尾	るにめに必要不可欠である。しかしなから、休日   に小児科の二次救急を行っている病院は、八尾
				市医師会をおいて他にないとの回台を特だ。   随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果	「こか兄科の二次教忌を打つている病院は、八尾   市を含む中河内医療圏内でも限定されており、	にか近付の二次枚芯を打つている病院は、八尾   市を含む中河内医療圏内でも限定されており、
				随意美利陸田の記載に当たりでは、説明責任を未   たす観点から、より詳細に記載することが求められ	川を含む中河内医療圏内でも限定されてあり、   休日急病診療所から患者を転送する病院を確保	川を含む中河内医療圏内でも限定されてあり、   休日急病診療所から患者を転送する病院を確保
				7.59 戦点から、より計画に記載することが不められる。	するのは非常に困難な状況となっている。このた	するのは非常に困難な状況となっている。このた
				る。   また、日額単価の積算方法について、過年度の単	するのは非常に困難な状況となっている。このに   め、大阪府内において、休日急病診療所からの	するのは非常に困難な状況となっている。このに   め、大阪府内において、休日急病診療所からの
				一番	転送送患を受け入れる複数の病院を確保し、病	転送送患を受け入れる複数の病院を確保し、病
				引き継ぎがなされていない。	院間の調整事務ができる機関は、八尾市医師会	院間の調整事務ができる機関は、八尾市医師会
				事業開始当初においては、診療報酬単価表等によ	のみであり、競争入札に適しないものである。』と	のみであり、競争入札に適しないものである。』と
				り積み上げ計算されているものと思われるが、合理	詳細な理由を記載することといたしました。	詳細な理由を記載することといたしました。
				的な単価の検証等を行うため、算出根拠の引き継ぎ	また、委託契約の日額単価については、検証し	また、委託契約の日額単価については、引き続
				が必要である。	てまいりたいと考えております。	き検証してまいりたいと考えております。
ŀ	9	1	乳がん検診(集団)	見積金額の妥当性の検証ができていない。検診項	住民健診で実施する特定健診および生活機	住民健診で実施する特定健診および生活機
	•		業務委託契約、結	目については、大阪府下の標準積算単価により把握	能評価については、集合契約単価を参考とし、診	能評価については、集合契約単価を参考とし、診
			核検診及び肺が	できるため、見積金額の妥当性を把握した上で、契	療報酬改訂による保険点数の変更も踏まえ、今	療報酬改訂による保険点数の変更も踏まえ、今
			ん検診業務委託	約更新の際、交渉に活用すべきである。	後も適正な単価設定に努めてまいりたいと存じま	後も適正な単価設定に努めてまいりたいと存じま
			契約、住民健診業		す。また、乳がん、肺がん、大腸がん検診につい	す。また、乳がん、肺がん、大腸がん検診につい
-		_				

			- 20		
		務委託契約、大腸		ては、大阪府下市町村における実施方法や検診	ては、大阪府下市町村における実施方法や検診
		がん検診(集団)業		単価を参考とし、委託機関との交渉に活用してい	単価を参考とし、委託機関との交渉に活用してい
		務委託契約(表中		きたいと存じます。	きたいと存じます。
		12,14,16,18)につ			
		いて			
10		システム年間保守	健康管理システムの機器及びシステム保守契約の	保守業務の範囲・内容を明確にするため、現	保守業務の範囲・内容を明確にするため、現
		費の積算根拠(表	うち、業者より入手しているシステム保守費の内訳明	在事業者と協議調整を行っているところです。	在事業者と協議調整を行っているところです。
		中 22)について	細は下記のとおりである。保守費の月額および年額		
			が示されているのみで業務内容の詳細の資料はな		
			l, v°		
			当初のプロポーザル方式で業者選定した際に、そ		
			もそも年間保守額が提示されていたのかも把握され		
			ていない。必要工数と必要なシステムエンジニアのレ		
			ベル、すなわち労務単価を見積書上も明確化するよ		
			う業者に要請し、単価が妥当であるのか、入手してい		
			る作業報告書等により検証すべきである。		
11		休日急病診療業	委託契約額の積算方法について、過年度の委託額	委託契約額については、検証してまいりたいと	委託契約額については、検証してまいりたいと
		務委託契約(表中	のまま予算計上されており、算定根拠については引	考えます。	考えます。
		23)について	き継ぎがなされていない。委託額の妥当性の検証を		
			行う必要がある。		
12		生活機能評価業	随意契約理由について、理由書には「個別という形	個別検診については、市民の利便性を考慮	個別検診については、市民の利便性を考慮
		務委託契約(表中	態で健診に対応できる専門的知識がある団体は八	し、かかりつけ医での受診や、特定健診等との同	し、かかりつけ医での受診や、特定健診等との同
		26)について	尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療	時実施が可能な体制にしています。随意契約理	時実施が可能な体制にしています。随意契約理
			機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結	由として、「八尾市内において個別という形態で	由として、「八尾市内において個別という形態で
			果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診するこ	検診に対応できる専門的知識がある団体は八尾	検診に対応できる専門的知識がある団体は八尾
			とが想定された制度であるとの回答を得た。	市医師会のみである」という内容に加え、包括外	市医師会のみである」という内容に加え、包括外
			随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果	部監査にて指摘があった内容について、その詳	部監査にて指摘があった内容について、その詳
			たす観点から、より詳細に記載することが求められ	細な理由を今後記載してまいりたいと考えており	細な理由を今後記載してまいりたいと考えており
			る。	ます。	ます。
			単価の積算については、平成20年度の制度導入	単価の積算については、診療報酬の保険点数	単価の積算については、診療報酬の保険点数に
			にあたっての府下統一価格として提示されたものを	に基づき大阪府下統一単価であることを確認し	基づき大阪府下統一単価であることを確認して
			用いているとの回答を得たが、担当課において引き	ており、単価の合理性や算出根拠の明記に努め	おり、単価の合理性や算出根拠の明記に努めて
			継ぎがなされていなかった。適時に単価の合理性の	てまいります。	まいります。
			検証等をし、単価の算出根拠の引き継ぎが必要であ		
			る。		
13	学務給食課	学校園の害虫等	随意契約の理由があいまいであり明確ではない。	平成22年度については見積もり合わせを実施	他市の状況等を踏まえながら、業務内容等に
		駆除業務委託契	確かに、本業務は、年度ごとの気象条件等に左右さ	し、価格最低業者と単価契約により業務委託契	ついて検討を進めているところでありますが、検
		約(表中 6)につい	れるため総工数を発注段階で見積もることは困難で	約を行っており、今後、単価確定にあたり入札を	討する中で明らかとなった課題の解決を図りなが
		て	ある。しかし、過年度の統計を取る事により平均的な	実施するため、仕様の見直し等について検討を	ら、今後も引き続き入札実施に向け調査、検討を
			工数を見積もることは可能である。発注段階におい	行っているところです。	行い、平成23年度中の仕様確定に努めてまいり
			て総工数が確定しなくとも、入札に参加する業者がい		ます。
			るのならば、競争原理に基づく業者選定を行うべきで		
			ある。		

			<b>– 29</b> ·	_	
14		学校給食用パン 及び米飯包装業 務委託契約(表中 14)について	当該業者と長期継続して随意契約が結ばれており、過年度と同じ単価で契約されている。パン及び米飯の納入業者の選定は、大阪府スポーツ教育振興財団が大阪府下のブロックごとに決定しており、市が行ってない。また、当該契約はパンおよび米飯の納入に付随する業務であるので当該業者と随意契約とすることに合理的理由があると思料される。しかし、納入の単価については、前年度実績ベースで決定されており、今後については、周辺市町村に価格の調査を行うなどし、価格の妥当性の検討をはかられたい。	納入単価については使用材料費が大半を占めており、原料価格が大きく影響するところであるが、平成22年度の契約にあたっては周辺市町の調査を行い価格の妥当性について検証を行なったところであり、平成23年度以降についても継続して調査を行うことで納入単価の妥当性について検証を行なってまいります。	なかで契約単価の妥当性について検証してまい
15		給食用リフト保守 点検業務委託契 約(表中 15)につ いて	月額単価の 12,600 円と 14,200 円の差はリフトの高さが 3 階用と 4 階用の差である。単価については、過年度から同額であり、価格の妥当性については検討されていない。また、業者から徴している見積書には単価の内訳は記載されていない。 単価については、ここ数年値上げされておらず、予算の適正化には十分配慮されているところではあるが、詳細な見積書を入手するなどして、金額の妥当性の検証が必要であると考える。	平成 22 年度の契約にあたり、詳細な見積書を 徴し金額の妥当性の検討を行ないました。平成 23 年度以降についても詳細な見積書を徴するこ とで契約額の妥当性について検討を行ってまい ります。	
16	生涯学習スポーツ課	番務学ス保約推約八会契度育契に組集部です、進、尾事約八事約の1年の第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	算金額として計上しており、表中 3 の契約に関しては、見積書の入手も実施しておらず、予算金額、契約金額の算出について根拠となる資料が存在しなか	市側での積算を含め、予算の妥当性について検証できる方策について検討してまいります。	市側での積算を含め、予算の妥当性について 検証できる方策について検討してまいります。 生涯学習施設予約・案内システムについて は、プロポーザル方式により平成23年度以降の 保守・点検業務を含む更新業者の選定を行いま した。

		,		,
17	番組制作放送業	八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担	FMちゃおについては、類似の放送局等からの	FMちゃおについては、類似の放送局等からの
	務委託契約、生涯		見積入手の可能性について検討してまいりま	30 150 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	学習施設管理シ	定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなけれ	す。	す。
	ステム関連機器	ばならない」としている。	生涯学習施設予約・案内システムについて	生涯学習施設予約・案内システムについては、プ
	保守業務委託契	しかし、表中1の契約に関しては、八尾市内を中心	は、システム更新と5年間の保守業務を含め、業	ロポーザル方式により平成 23 年度以降の保守・
	約(表中 1,2)につ	として情報発信している市内唯一のラジオ放送局で	者の選定を今年度行い、作業を進めてまいりま	点検業務を含む更新業者の選定を行いました。
	いて	あり、同事業者としか契約し得ないとの理由により、	す。	
		表中2の契約に関しては、生涯学習施設管理システ		
		ム・サーバー機は設置以来、施設利用者の利用頻度		
		も高く、常に安定したサービス提供が求められてお		
		り、当システムメーカーで当該設備を熟知している業		
		者と契約することが効率性、経済性の観点から望ま		
		しいとの理由により随意契約を締結している。		
		このような特殊性から、他の業者から同一規格・同		
		一仕様の見積書を入手することが困難であるとして、		
		その入手が行われていなかった。しかし、例え同一費		
		用に対応した見積書を入手できなくても、類似する業		
		務、仕様部品、工数など部分的な見積書を入手し、		
		契約予定者の見積書を精査に活用することが望まし		
		l',		
18	生涯学習施設管	表中2の業務の契約体系は、月額単価×12ヶ月で	現在、生涯学習施設予約・案内システムにつ	生涯学習施設予約・案内システムについては、
	理システム関連機	契約しているが、1 ヶ月における保守点検業務の従	いては、更新作業中であり、履行確認についても	プロポーザル方式により平成 23 年度以降の保
	器保守業務委託	事日程などの細かな規程は設けられておらず、業務	明確化していく予定です。	守・点検業務を含む更新業者の選定を行いまし
	契約(表中 2)につ	の履行確認に関しては業務完了届を入手しているに		た。履行確認についても明確化していく予定で
	いて	すぎない。契約金額確定の基礎となる 1 ヶ月の業務		す。
		量を把握しないのは、業務の委託者としての履行確		
		認としては不十分であるといわざるを得ない。よっ		
		て、業務の履行を確認する手段として、1 ヶ月のうち		
		何日間保守点検業務に従事したのかを確認する、又		
		は、どのような保守点検項目に関して点検を実施した		
		のかを確認するなど履行確認手続を工夫する必要が		
		ある。		